社援発 0330 第 40 号 平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局長 (公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」 の一部改正について

地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)により定められておりますが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)の施行に伴い、新たに「自立生活援助」が創設されることを踏まえ、今般、別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、 適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、 貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますよう お願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。 【新旧対照表】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について」(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)

(下線部分は改正部分)

4.10	
改正後	現行
社援発 0330 第 5 号	社援発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
(最終改正:平成30年3月30日)	(最終改正:平成26年3月28日)
都道府県知事	都道府県知事
各 指定都市市長 殿	各 指定都市市長 殿
中核市市長	中核市市長
厚生労働省社会・援護局長	厚生労働省社会・援護局長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について (通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、 その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について(通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、 その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活

用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人格を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

また、本通知の施行をもって、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉 法人に関する資産要件等について(平成12年12月1日障第891号厚生省大臣官房障害保 健福祉部長、社援第2619号厚生省社会援護局長通知連名通知)」は廃止するものです。

記

1 (略)

- 2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
- (1) 1に掲げる要件を満たす者として設立された法人には、地域活動支援センターの 経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援 センターの経営と併せて行うことができるものとすること。
 - ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ② 障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。)
 - ③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第5条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併 せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つもので あれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであ ること。

(2) (略)

3、4 (略)

用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人格を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

また、本通知の施行をもって、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉 法人に関する資産要件等について(平成12年12月1日障第891号厚生省大臣官房障害保 健福祉部長、社援第2619号厚生省社会援護局長通知連名通知)」は廃止するものです。

記

1 (略)

- 2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
- (1) 1に掲げる要件を満たす者として設立された法人には、地域活動支援センターの 経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援 センターの経営と併せて行うことができるものとすること。
 - ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ② 障害福祉サービス事業 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。)
 - ③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第5条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併 せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つもので あれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであ ること。

(2) (略)

3、4 (略)